

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道函館西高等学校 令和6年（2024年）年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

函館西高等学校 いじめ防止基本方針 の概要

本校では生徒及び教職員が「いじめはすべての生徒に関する問題である」という認識を持ち、いじめ防止のための基本理念のもと指導体制を構築し、組織的に対応しています。

函館西高等学校 いじめ対策組織 の役割や活動

「いじめ防止対策委員会」は、校長（委員長）、教頭、生徒支援部長、厚生部長、養護教諭、年次主任で構成され、必要に応じて校外の関係機関の専門家や校内の関係者を参集します。
委員会では未然防止に係る体制の整備や方策の立案、いじめに関係する生徒・保護者との相談・支援、関係機関との連携に当たります。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめ等に関する相談がある場合には、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和6年度の函館西高等学校のいじめ防止対策委員会担当は、教頭です。

連絡先0138-23-8415（学校代表電話）

Q1 いじめかどうか迷った場合に、保護者はどのようにしたらよいですか？

A1 いじめの定義を踏まえて、「疑わしい」と思った段階で、学校の相談窓口で遠慮なく相談してください。学校では、相談のあった保護者や児童生徒からお話をうかがい、対応します。

Q2 「いじめの解消」はどのように判断するのでしょうか。心身の苦痛がなくなるケースもあるのではないのでしょうか？

A2 「学校いじめ防止対策委員会」の判断により、いじめを受けていた生徒が「心身の苦痛を感じていない」ことの判断については、本人及び保護者と面談等で確認し、スクールカウンセラー等の専門家も交えて判断します。

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話） （メー ル）	0120-3882-56 doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
北海道立特別支援教育センター（電 話） （メー ル）	011-612-5030 tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
渡島教育局教育相談電話（電 話）	0138-47-9177	

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

